

大飯原発の拙速な再稼働に反対する意見書

野田首相は、6月8日、関西電力株式会社大飯原発3、4号機について、再稼働することを表明した。

東日本大震災で破壊され、放射性物質を外部に拡散する重大事故を引き起こした東京電力福島第一原発は、原子炉内部の様子さえわからず、どこがなぜ壊れたのかさえわからない状況である。東京電力株式会社は、地震には耐えたが津波で破壊されたと言うだけで、原因を突きとめたわけではない。

福島県民は、大量に放出された放射性物質によって住まいや仕事を失い、生命への脅威、健康への不安を感じながら生活することを余儀なくされている。また、事業活動のできない多くの方々は過酷な事態に置かれている。

事故原因が究明されていない現状で、安全基準や対策は本来確立できない。そもそも全国の原子力発電所がどの程度の地震や津波に見舞われるのかの想定の見直しが迫られているのに、安全が確保できているかのように言うのは、新たな「安全神話」そのものである。

政府は、たった2日間で作られた新たな「安全基準」を示したが、昨年事故後、各原子力発電所に非常用電源車の配置や原子力発電所の耐震性などを検査するストレステストの実施を指示しただけである。大飯原発の場合、事故の際に不可欠な免震事務棟の整備などはすべて計画だけで済まされ、具体的かつ根本的な対策を先送りにしている。人の生命や財産を奪うような事故は、あってはならない。二度とその過ちを犯さないよう、その真の原因を究明し、抜本的な対策を立てなければならない。何よりも、地元である関西の幾つもの自治体の首長が、大飯原発の再稼働に懸念を表明している。

どの世論調査結果を見ても、「再稼働反対」が多数を占めており、国民の意思は明らかである。この新たな「安全基準」により、再稼働を実行するとなれば、伊方原発を初め、首都圏への影響の大きい浜岡原発、都心まで約114キロメートルの東海第二原発の再稼働にもつながりかねない。

よって、本市議会は、政府に対し、停止中の原発の運転再開を拙速に進めず、下記のことを実現するよう強く要望する。

記

- 1 大飯原発の拙速な再稼働に反対すること。
- 2 原発事故の原因について、国民が納得できる徹底的な解明を行うこと。
- 3 原発事故を防げなかった責任の所在を明確にすること。
- 4 原発周辺の活断層連動による地震の可能性を科学的に徹底調査すること。

- 5 原発立地自治体等へ、電源三法交付金制度によらない財政支援を図ること。
- 6 電力の安定供給を図りつつ、発送電を分離し、再生可能エネルギーの開発、利用拡大を加速させること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年6月27日

三鷹市議会議長 白 鳥 孝